

令和6年度 江東区産業表彰

推薦募集

江東区の産業を支える皆さんを応援します!!

区内産業の振興及び発展に貢献し、
他の模範となる従業員、技能者及び企業を表彰します!!

受表彰者には表彰状・記念品を贈呈します

永年勤続従業員部門

20年以上勤続した方

優秀技能者部門

優れた技能を有する方

永年継続事業所部門

100年以上続く企業

先進事業所部門

働き方改革 デジタル活用 人材確保・育成 危機管理対策 事業承継

において先進的な取り組みを行う企業

の4つの部門で推薦を募集します

「各部門概要」は裏面をご覧ください

推薦受付期間 令和6年7月11日(木)～令和6年9月30日(月) (必着)

推薦方法 上記受付期間中に推薦書を郵送又は経済課産業振興係窓口を持参

推薦書式については、経済課産業振興係窓口又は区ホームページにて配布しています。

江東区産業表彰

検索

URL <https://www.city.koto.lg.jp>



「産業表彰」区ホームページ

江東区地域振興部
経済課産業振興係

〒135-8383 江東区東陽4-11-28
窓口：区役所4階29番 電話：03-3647-2332 (直通)
メール：sangyou-k@city.koto.lg.jp



KOTO City in TOKYO
スポーツと人間が輝くまち

江東区

令和6年度 江東区産業表彰 各部門概要

永年勤続従業員部門

20年以上勤続した方

概 要	江東区内の中小企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者。以下同じ。）又は江東区中小企業団体名簿に登録された団体において、永年（20年以上）に渡り勤続し、江東区の産業の発展に寄与したと認められる従業員の方を表彰します。
対 象	次に掲げる各要件をいずれも満たす方 (1)区内の同一中小企業等の事業所に平成16年4月1日以前から継続して勤務していること (2)事業主、役員又は事業主の2親等以内の親族で主に家事に従事している方でないこと (3)勤務している事業所が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業をしている方でないこと (4)過去の優良従業員表彰（20年・30年・40年）及び産業表彰（永年勤続従業員部門）を受けていないこと ※被推薦者が多数の場合は、勤続年数の長い方から優先して表彰を行います。審査の結果、表彰の対象とならなかった場合、翌年度以降も推薦を行うことができます。
推薦の方法	被推薦者の所属する事業所の長が推薦書を提出することにより推薦を行います。
挙 証 資 料	入社年月日の分かる帳票（社員台帳等）の写し

優秀技能者部門

優れた技能を有する方

概 要	江東区内の中小企業に所属する技能者（事業主を含む）であって、優れた技能及びめざましい功績を有し、江東区の産業の発展に寄与したと認められる方を表彰します。
対 象	区内中小企業に所属し、次に掲げる要件のいずれかを満たし、過去の優秀技能者表彰及び産業表彰（優秀技能者部門）を受けていない方 (1)最上級の技能士資格（単一等級の場合は当該技能士資格）を有し、歴史的建造物への施工、製造物の国産贈呈品への採用その他のめざましい実績を有する方 (2)令和5年度に、技術の優秀性を競う競技大会（世界大会又は全国大会に限る。）において、世界大会にあつては3位以内、全国大会にあつては最上位の賞を受けた方 (3)上記(1)及び(2)に準ずる実績を有すると区長が特に認める方
推薦の方法	被推薦者の技能職種に関する団体の長、被推薦者の所属する事業所の長又は被推薦者と一緒にの職種に従事する方三名のいずれかが推薦書を提出することにより推薦を行います（自薦は不可）。
挙 証 資 料	保有技能及び功績の事実を証する書面の写し

永年継続事業所部門

100年以上続く企業

概 要	江東区内で永年（100年以上）に渡り事業を継続し、江東区の産業の発展に寄与したと認められる中小企業を表彰します。
対 象	大正13年（1924年）4月1日以前から令和6年4月1日現在に至るまで、江東区内で事業を継続しており、過去の産業表彰（永年継続事業所部門）を受けていない中小企業 ※戦時下又は終戦後10年程度の間における統制その他のやむを得ない事情及び自然災害に起因するやむを得ない事情による休業期間は、営業を継続していたものとみなします。
推薦の方法	被推薦事業所の長又は被推薦事業所の加入する事業者団体の長が推薦書を提出することにより推薦を行います。
挙 証 資 料	創業年月日（創業年）及び創業地の分かる資料

先進事業所部門

先進的な取り組みを行う企業

概 要	下記に指定する分野（※）のいずれかにおいて、先進的かつ効果的な取り組みを行っていると思われる江東区内の中小企業を表彰します。 ※過去の産業表彰（先進事業部門）を受けた中小企業は対象外
推薦の方法	被推薦事業所の長又は被推薦事業所の加入する事業者団体の長が推薦書を提出することにより推薦を行います。
挙 証 資 料	取り組みの具体的内容や効果を確認できる資料
※指定する分野	
分 野	表彰の対象となる取り組み
働き方改革	特徴的な制度・活動によって労働環境を整備し、生産性向上を継続的に推進する取り組み
デジタル活用	デジタルやデータを活用し、業務改善や、製品・サービス、組織、企業文化等を変革させる取り組み
人材確保・育成	特徴的な制度・活動によって、人材を確保し、また効果的かつ効率的に活用する取り組み
危機管理対策	経営の危機に対し、損失の回避・最小化や、速やかな事業の再開を図るための管理対策を実施する取り組み
事業承継	円滑な事業承継に向けた計画的な取り組みや独自の取り組み

※取り組み例などは区ホームページに詳細を載せております。

各部門の受表彰者は、令和7年1月開催予定の産業表彰式で表彰します。また、表彰された優秀技能者や企業は、区ホームページや経済課広報誌で紹介します。